

## 入札後審査方式一般競争入札（価格競争）の共通事項

美馬環境整備組合が発注する測量、建設コンサルタント業務等について、入札後審査方式一般競争入札（委託業務・価格競争）により入札を実施する場合の共通事項は次のとおりである。

### 1 基本事項

#### (1) 設計図書等の熟知

入札参加者は、組合が指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。

#### (2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (3) くじ番号

① 入札書は、美馬環境整備組合ホームページに掲載している様式により作成・封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、入札公告に明示する「入札書、任意番号記入書及び業務委託費内訳書の提出」に記載の場所へ必ず持参し、入札書、業務委託費内訳書及び任意番号記入書を同封した上、入札箱に投入しなければならない。

② 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。

③ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書（市町村長発行）は、不要とする。ただし、入札書投函時にストップウォッチによるランダム係数の算出を行うため、本人確認ができる証明（運転免許証等）で本人確認を行う。

④ 入札書封筒は、別に掲載する「入札書封筒について」に留意して記入し、提出すること。

⑤ 入札封筒に封がなされていないもの、封緘印がないものは無効とする。

#### (4) 業務委託費内訳書の提出

① 入札に当たっては、入札参加者は、紙媒体の入札書及び業務委託費内訳書を入札封筒に同封し投函すること。

② 業務委託費内訳書は、この入札公告を掲載している美馬環境整備組合ホームページ（<http://www.mimakankyo.jp/>）からダウンロードしたものにより作成し提出すること。

③ ②の要件を満たさない業務委託費内訳書を提出した者、業務委託費内訳書の提出がない者又は異なる案件の業務委託費内訳書を提出した者のした入札は、無効とする。

#### (5) ランダム係数

この入札は、徳島県電子入札システムでのランダム係数の算定方法に準じて行う。このため、

① 入札に当たっては、任意の3桁の数字をくじ番号として「任意番号記入書」に記載し、入札封筒に同封し提出すること。

② 入札書投函者に投函時、ストップウォッチを押していただき、計測した下3桁の数字をランダム係数算定に利用する。

#### (6) 入札保証金

入札保証金の納付は、免除する。

(7) 入札執行回数

入札執行回数は1回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは入札を終了する。

(8) 開札の立ち会い

開札は、入札公告に明示する「開札執行」に記載する時刻及び場所で行い、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。この開札の立会を希望する入札参加事業者は、入札日前日の午後5時までに入札公告の5問い合わせ先まで「美馬環境整備組合における入札の立会希望について」を郵送もしくは持参にて提出すること。

(9) 入札・開札の延期及び中止

- ① 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合又は不穩の行動をなす場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- ② 天災等やむを得ない事情により入札の続行が困難であると認められた場合には、入札の中断若しくは延期することがある。
- ③ ①及び②の場合等、事情により開札の延期又は中止をした場合は、適当な手段により、入札参加者に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時又は中止する旨を連絡するものとする。

## 2 入札の失格

次の各号に該当する入札参加者は失格とする。

- (1) 開札から落札決定までの間に、配置予定技術者をこの業務に配置できなくなった者
- (2) 開札日の翌日から落札決定までの間に、美馬環境整備組合建設業者等入札参加資格停止措置要綱（令和8年告示第9号。以下「**入札参加資格停止措置要綱**」という。）に基づく入札参加資格停止を受けた者
- (3) 入札価格と業務委託費内訳書記載の合計金額（税抜き）が一致しない者
- (4) 別途算出される最低制限価格（税抜き）を下回る入札を行った者は

## 3 入札の無効

美馬環境整備組合契約事務規則（平成17年規則第8号）において準用する美馬市契約事務規則（平成17年美馬市規則第39号。以下「**契約事務規則**」という。）第25条に該当する入札又は次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないと認められた者又は虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 要件を満たさない業務委託費内訳書を提出した者、業務委託費内訳書の提出がない者又は異なる案件の業務委託費内訳書を提出した者のした入札
- (3) 任意番号記入書を提出しない者のした入札
- (4) 確認資料を提出する場合において、入札参加資格審査申請書等の提出がない者の入札
- (5) 記名押印のない入札
- (6) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (7) 同一事項に対してした2通以上の入札
- (8) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (10) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日（日付）を誤り、又はその記載のない入札

- (11) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

#### 4 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、入札公告に記載された事項以外に、次の各号に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告日から開札日までの間に、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止となっていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に市の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (4) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- (5) 別に定める資格を有する技術者を配置できる者であること。

#### 5 入札参加資格審査確認資料等に関する事項

- (1) 入札参加資格確認資料（以下「**確認資料**」という。）

確認資料については、次に掲げる書類のうち、入札公告において指定した書類を提出することとし、落札候補者として決定された者を除き、原則として、提出された次の書類により審査を行うので、様式等の取り違え、記述漏れ等がないよう注意すること。

なお、審査は、申請書等を印刷して行うので、申請書の各ページには、必ず「**商号又は名称**」を記述すること。記述漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合については、入札を無効とする。

また、落札候補者となった者は、各様式に記載した内容を証明する資料等を速やかに追加提出しなければならない（提出書類に保険者番号及び被保険者等記号・番号等が記載されている場合は、マスキングを施すこと。）。その際の提出の方法は持参のみとし、提出先及び期限については別途市から連絡する。

- ① 入札参加資格確認票（様式第2号）

提出後、落札決定までの間に記載した事項のいずれかに変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ること。

- ② 入札参加資格確認申出書

ア 同種業務の履行実績（様式第3号）

入札公告において明示した参加資格の確認を行うための資料とするので、この点に注意して、同種業務の業務名、概要等を記入して提出すること。

なお、落札候補者となった者は、業務実績を確認できる資料を追加提出しなければならない。提出の方法は持参のみとし、提出先及び期限については別途連絡する。

イ 配置予定管理技術者（管理技術者をいう。以下同じ。）の資格及び業務経験（様式第4号）

入札公告において明示した参加資格の確認を行うための資料とするので、この点に注意して、配置予定管理技術者の資格、雇用年月日、業務の経験等を記入して提出するこ

と。

なお、落札候補者となった者は、配置予定管理技術者の資格証明書等の写し、業務経験を確認できる資料及び雇用関係が確認できるもの（健康保険被保険者証の写し等）を追加提出しなければならない。提出の方法は持参のみとし、提出先及び期限については別途連絡する。

契約後、当該技術者を変更することは原則として認めない。ただし、別紙の「**適正な業務体制確保のための管理技術者等の運用について**」の2に該当する場合にあっては、入札参加条件に適合した技術者を選任し、再度審査を受けた後、配置すること。入札参加条件に適合した技術者が配置できない場合は、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止等を行うことがある。

#### エ 入札参加実績

落札候補者となった者は、入札公告において明示した入札参加実績が確認できる資料を追加提出しなければならない。提出の方法は持参のみとし、提出先及び期限については別途連絡する。

#### (2) その他

- ① 資料の作成に係る費用及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- ② 契約担当者は、提出された申請書及び確認資料を参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び確認資料は、原則として返却しない。
- ④ 提出期間終了後は、申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

### 6 落札者の決定等に関する事項

#### (1) 落札候補者の決定方法等

- ① 開札時には、落札者の決定を保留し、開札を終了する。
- ② 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った全入札参加者について、提出された確認資料の審査を行うものとする。
- ③ ②の審査は、原則として、開札日の翌日から起算して**2日以内**（市の休日（美馬市の休日を定める条例（平成17年美馬市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）に行うこととし、この時点で参加資格要件を満たし、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者として決定する。

なお、入札参加者が4に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、入札を無効とする。

また、落札候補者となる同価格の入札をした者が2者以上ある場合には、電子入札システムに装備「任意番号記入書」により提出された3桁のくじ番号と、入札書投函時にストップウォッチで計測した下3桁番号により徳島県電子入札システムの判定方法に準じたくじ抽選を行い、落札候補者を決定するものとする。

- ④ 落札候補者を決定した場合、メールもしくはファクシミリにより通知する。
- ⑤ (2)の①の審査の結果、落札候補者が参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、次順位者を落札候補者として決定する。

#### (2) 落札者の決定方法等

- ① (1)により落札候補者として決定された者に対して、電話連絡等により5の(1)に掲げる追加書類の提出を求めることとする。

なお、入札参加者が4に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、入札を無効とする。

- ② 落札候補者から提出された追加書類の審査を行い、審査の結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者から5の(1)において規定する追加書類の提出を求め、追加書類の審査を行うものとする。  
なお、落札者が決定するまで順に同様の手続を行うものとする。
- ③ ②の審査及び落札決定は、原則として、落札候補者として決定された日の翌日から起算して**2日以内**（美馬環境整備組合の休日を除く。）に行う。なお、次順位者の場合は、落札候補者として決定された日の翌日から起算して**3日以内**（美馬環境整備組合の休日を除く。）に行うものとする。
- ④ 落札者を決定した場合は、入札結果の公表をもって、落札決定の通知とする。

## 7 契約締結手続き

- (1) 契約に使用する言語等

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 契約書の作成

契約を証するため、書面により契約書を作成する。

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して、**5日以内**（美馬環境整備組合の休日を除く。）に、契約保証金を納付し、又はその納付に代わる担保を提供し、契約書の案に記名押印して契約を結ばなければならない。（設計金額が500万円未満のときは、契約保証金の納付又はその納付に代わる担保の提供を免除する場合がある。）ただし、連続休暇期間と当該手続きが重複する場合は、連続休暇期間の前後で適切な日数を確保した契約締結日とするように取り扱うものとする。

- (3) 前記(2)の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。
- (4) 落札者は、前記(2)及び(3)の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。
- (5) 落札者が業務委託契約を締結するまでの間において、4に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合、入札参加資格を喪失した場合、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止を受けた場合は、契約を締結しないこととする。
- (6) 落札者が業務委託契約を締結するまでの間において、配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、契約を締結しないこととする。ただし、別紙の「**適正な業務体制確保のための管理技術者等の運用について**」の2に該当する場合又は業務の履行期間の延伸の場合であって配置予定技術者と同等以上の資格等を有している者と交代可能な場合には、この限りでない。
- (7) 契約保証金
  - ① 契約に際しては、業務委託料の100分の10以上に相当する契約保証金を納めなければならない。
  - ② 契約保証金の納付方法は、①で定める金額に相当する現金納付とする。ただし、金融機関の保証又は前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。そのうち、前払金保証事業会社が発行する保証証書については、電磁的方法による取扱いも可能とする。

- ③ 美馬環境整備組合契約事務規則において準用する美馬市契約事務規則第6条第6項に掲げる公共工事履行保証証券の保証又は履行保証保険契約の締結をした場合は、契約保証金の納付を免除する。そのうち、損害保険会社が発行する公共工事の履行保証証券（履行ボンド）及び履行保証保険の証券等については、電磁的方法による提出も可能とする。

## 8 支払条件

### (1) 前払金（契約約款第35条第1項関係）

前払金保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、請負契約書に定めるところにより、請負代金額に係る各年度ごとの当該年度割額の10分の3以内の前払金の支払を請求することができる。なお、前払金に係る保証証書については、電磁的方法による取扱いも可能とする。

### (2) その他

契約約款の規定による。

## 9 入札参加資格要件を満たしていないと認められた者に対する理由の説明

参加資格要件を満たしていないと認められた者が、入札参加者である場合には、別途通知する。

参加資格要件を満たしていないとされた者は、発注機関の長に対して、その理由についての説明を求めることができる。なお、説明を求める場合は、書面（任意様式）を持参又は郵送により提出しなければならない。

### (1) 提出期限

入札参加資格不適合通知書を送付した日の翌日から起算して7日以内（美馬環境整備組合の休日を除く。）に提出すること。

### (2) 提出時間

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

### (3) 提出場所

入札公告に明示する「問い合わせ先」の「（1）入札及び入札参加資格に関する事項」に記載されている場所

### (4) 回答

説明を求めた者に対し、(1)の提出期限日の翌日から起算して10日以内（美馬環境整備組合の休日を除く。）に、書面により回答する。

## 10 入札に関する事項

### (1) 入札の参加

入札に参加しようとする者は、入札公告に明示する入札参加資格審査申請書等の提出期限までに入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び確認資料を持参または郵送（書留郵便に限る。）により提出を行わなければならない。なお、確認資料の提出を行う際は、封筒の表に「整理番号」、「案件名称」、「入札参加希望者の住所及び商号又は名称」を記載し、「入札参加資格確認資料在中」と朱書きした上で、提出すること。

#### ア 提出期限

入札公告に明示する入札参加資格審査申請書等の提出期限

#### イ 提出場所

入札公告に明示する「問い合わせ先」の「（1）入札及び入札参加資格に関する事項」に記載の場所

(2) 入札書の提出等

- ① 入札書は、美馬環境整備組合ホームページに掲載している様式により作成・封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、入札公告に明示する「問い合わせ先」の「入札に関する事項」に記載の場所に、入札公告に明示する「入札書、任意番号記入書及び業務委託費内訳書の提出」の期間内に入札箱に投入しなければならない。
- ② 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は、その引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- ③ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書（市町村長発行）は、不要とする。
- ④ 代理人が入札する場合の記入例

代理人の場合		復代理人の場合	
住 所		住 所	
商号又は名称		商号又は名称	
代表者 氏名		代表者 氏名	
代理人 氏名	印	代理人 住所	
		商号又は名称	
		氏名	
		復代理人 氏名	印

(5) 障害時の取扱い

天災等による障害時

天災等により、入札又は開札を行うことができないと発注機関が判断した場合は、これを中止するものとし、電話その他適当な手段により、入札参加者に対しその旨連絡するものとする。

## 11 その他

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合は、入札参加資格停止措置要綱に基づき入札参加資格停止になることがある。

## 最低制限価格算出方法及びランダム（無作為）係数の算出について

組合が発注する業務委託における最低制限価格の算出方法は、次のとおりです。

最低制限価格において用いられるランダム（無作為）係数の算出方法について、次のとおり定めるものとする。

### 1. 最低制限価格算出方法

業務委託の最低制限価格（税抜き）の算出については、次の式によるものとする。なお、最低制限価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

$$\text{最低制限価格（税抜き）} = \text{最低制限基本価格（税抜き）} \times \text{ランダム係数}$$

### 2. 最低制限基本価格算出方法

最低制限基本価格（税抜き）の算出については、下記算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の 8.5/10 を超える場合は予定価格の 8.5/10 を、予定価格の 2/3 に満たない場合は予定価格の 2/3 を最低制限基本価格とする。

なお、最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとするが、最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の 2/3 である場合は千円未満を切り上げる。

#### 【土木関係建築コンサルタント 設計業務】

$$\text{「直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.48 = A$$

#### 【測量業務】

$$\text{「直接測量費} + \text{測量調査費} + \text{諸経費} \times 0.55 = B$$

$$\text{最低制限基本価格（税抜き）} = A + B$$

### 3. ランダム係数とは

入札参加者が提出した任意番号記入書記載の 3桁くじ番号と、入札書投函時にストップウォッチにて計測した下 3桁の数値をもとに算出される無作為の数字とする。

### 4. ランダム係数の値

「1.0000 ～ 1.0060」の範囲で 0.0005 刻みの 13通りの数値とする。

ランダム（無作為）係数の値

ランダム係数	1.0000	1.0005	1.0010	1.0015	1.0020	1.0025	1.0030
	1.0035	1.0040	1.0045	1.0050	1.0055	1.0060	

## 5. ランダム係数の算出方法

ランダム係数については、次の方法により算出する。

- ① 入札参加者から任意番号記入書によって提出を受けたくじ番号（3桁）と、入札書投函時にストップウオッチにて計測した下3桁の数値の総和を算出する。
- ② ①により算出した総和を13で除し、余りを求める。
- ③ 求めた余りを基にランダム係数対応表により、ランダム係数を決定する。

ランダム係数対応表

余り	0	1	2	3	4	5	6
ランダム係数	1.0000	1.0005	1.0010	1.0015	1.0020	1.0025	1.0030
余り	7	8	9	10	11	12	
ランダム係数	1.0035	1.0040	1.0045	1.0050	1.0055	1.0060	

## 適正な業務体制確保のための管理技術者等の運用について

### 1 管理技術者等の雇用関係

業務の適正な履行を確保するため、管理技術者等は請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、健康保険被保険者証等に記載された請負業者名及び交付日により確認する。

- ・ 直接的な雇用関係については、管理技術者等と請負業者との間に雇用に関する一定の権利義務（賃金、労働時間等）が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ・ 恒常的な雇用関係については、開札日以前に請負業者と3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更にもなう変更があった場合に、変更前の請負業者と3ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する請負業者との間にも恒常的な雇用関係にある者とみなす。

### 2 管理技術者等の途中交代

管理技術者等の途中交代については、業務の適正な履行の確保を阻害する恐れがあることから必要最小限とする必要があり、管理技術者等の死亡、傷病又は退職した場合のほか、次の場合等が考えられる。

- ① 受注者の責によらない理由により業務中止又は業務内容の大幅な変更が発生し、履行期間が延長された場合
- ② 1つの契約の履行期間が多年に及ぶ場合（ただし、次年度以降に限る。）

なお、いずれの場合も発注者と請負業者との協議により、交代の時期は一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後の技術力が同等以上に確保され、業務の規模、難易度等に応じ一定期間重複して業務箇所に配置するなどの措置をとることにより、業務の継続性、品質確保に支障がないと認められることが必要である。

# 競争契約入札心得

(趣旨)

第1 美馬環境整備組合(以下「組合」という。)の発注する建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、美馬環境整備組合契約事務規則(平成17年規則第8号)において準ずる、美馬市契約事務規則(平成17年美馬市規則第39号。以下「規則」という。)その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めによるものとする。

(入札に関する留意事項)

第2 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、組合が指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。

- 2 入札書に記載する金額は、特に指示のない限り、契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。
- 3 入札書は、様式第3号により作成し封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、指定された時刻までに入札箱に投入しなければならない。
- 4 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。
- 5 第6各号の規定により入札が無効となった者は、当該建設工事等に係る再度入札に参加することができない。
- 6 入札執行回数は2回までとし、入札執行限度2回以内において落札者がいないときは入札を打ち切るものとする。
- 7 入札書は、楷書で明確に記入するものとし、入札金額については頭書に「¥」の記号を付記し、アラビア数字を使用するとともに消し難い用具で記載すること。
- 8 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書(市町村長発行)は、不要とする。
- 9 代理人が入札する場合の記入例

代理人の場合		復代理人の場合	
住所		住所	
商号又は名称		商号又は名称	
代表者 氏名		代表者 氏名	
代理人 氏名	印	代理人 住所	
		商号又は名称	
		氏名	
		復代理人氏名	印

(入札の辞退)

第2の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - (1) 入札執行前には、入札辞退届を入札担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
  - (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者又は疑いのある者は、この限りでない。

(公正な入札の確保)

第3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札金額、入札書、積算内訳書等を意図的に開示してはならない。

（入札会場の秩序保持等）

第3の2 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。

2 第2の2第2項又は第3項の入札辞退届の提出なく入札を欠席した者は、入札を棄権したも  
のとして入札を執行する。

3 入札に参加する資格を有しない者は、入札会場への入場をすることができない。

4 入札参加者は、むやみに席を立ったり、大声を出したり、秩序を乱してはならない。

（入札の取りやめ等）

第4 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。

3 前項の規定にかかわらず、再度公告入札とした場合においては、入札参加者が1人のみとなった場合でも、落札者を決定することができるものとする。

4 第1項又は第2項に掲げるもののほか、組合が必要と認めた場合は、当該入札を取りやめることがある。

（当該入札が失格となる事項）

第5 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

（1） 最低制限価格を設けている入札において、入札金額が最低制限価格を下回る入札

（2） 開札日の翌日から落札決定までの間に、美馬環境整備組合建設業者等入札参加資格停止措置要綱（令和8年告示第9号。以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止の措置を受けた者がした入札

（3） 確認資料が指定するもの以外でした入札

（4） 入札書記載金額と積算内訳書記載の合計金額とが一致しない入札

（5） 積算内訳書に商号又は名称の記載がない入札

（6） 前各号に掲げるもののほか、指示した事項及び入札に関する条件に違反した者で、入札に参加させることが不適當と認められるものがした入札

（当該入札が無効となる事項）

第6 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1） 記名押印のない入札（電子入札による場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）

（2） 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

（3） 同一事項に対してした2通以上の入札

（4） 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

（5） 委任状を持参しない代理人が行った入札

（6） 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日（日付）を誤り、又はその記載のない入札

（7） 明らかに連合によるものと認められる入札

（8） 入札参加資格のない者が行った入札

（9） 当該入札に関し、不正の行為があった者のした入札

（10） 事前に入札箱に投入する必要のある入札の場合、指定した日時までに指定した場所に到達しない入札

(11) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(契約の締結)

第7 落札者は、契約書の案に記名捺印し、落札決定の通知を受けた日から起算して、5日(工事の請負契約にあっては、7日)以内(美馬環境整備組合の休日を定める条例(平成元年条例第4号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)に、契約金額の10分の1(予定価格が10億円以上の建設工事にあっては、10分の3)以上の契約保証金を納付し、又はその納付にかかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。(建設工事及び業務委託においても設計金額が500万円未満のとき又は、その他の契約においては、契約保証金の納付又はその納付にかかわる担保の提供を免除する場合がある。)

2 前項に規定する期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。

3 落札者は、前2項に規定する期間内に契約を結ばないときは、その者の落札は、その効力を失う。

(前金払の特約)

第8 請負代金額又は業務委託料が500万円以上である場合は、契約締結時における申し出により10分の4以内(業務委託にあっては10分の3以内)の前金払をすることができる。ただし、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)の規定による保証事業会社の保証がない場合は、前金払をしない。

2 請負代金額が500万円以上の建設工事である場合は、前項の規定による前金払をした後、申し出により10分の2以内の中間前金払をすることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(議会の議決に付すべき契約の解除等)

第9 「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(平成21年条例第1号)に該当する契約は、議会の議決を経るまでは仮契約とし、当該議会において可決がなされたとき、これを本契約とみなす。

2 仮契約の締結後、議会の議決までの間に、落札者(共同企業体の場合は、その構成員をいう。次項において同じ。)が市から入札参加資格停止の措置を受けた場合は、仮契約を解除し本契約を締結しないものとする。

3 第1項の規定に該当する契約以外の契約において、落札者が契約を締結するまでに、市から入札参加資格停止を受けた場合その他契約の相手方として不適格であると認められる場合は、契約を締結しないものとする。

4 第2項の規定により仮契約を解除して本契約を締結しない場合又は前項の規定により契約を締結しない場合は、市は、一切の損害賠償の責を負わない。

(配置予定技術者の専任)

第10 建設業法(昭和24年法律第100号)において規定されている工事現場の配置予定技術者の専任制等の確認を落札後契約前に実施し、その後契約を締結する。

2 確認の結果、適正に技術者を配置することができないことが判明した場合は、契約を締結しないものとする。

3 前項の規定により契約を締結しない場合は、市は、一切の損害賠償の責を負わない。

(最終改正 令和8年5月1日)